

不服申立て事案答申第 120 号の概要について

1 件名

自己情報開示請求をした際の書類の開示決定等に関する件

2 事案の概要

審査請求人は、平成 27 年 8 月 11 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、「自己情報開示請求をした際の書類（本人確認証の写等を含む。）」（以下「請求 1」という。）及び「母親が交通事故にあった。その件でその後苦情及び相談を申し立てた。その内容の書類すべて。ただしすでに開示済のものを除く。」（以下「請求 2」という。）について自己情報の開示請求を行った。

これに対し、愛知県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が同年 9 月 24 日付けで別記に掲げる行政文書（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、そのうち文書 8 について開示決定を、文書 8 を除く文書について一部開示決定を行ったところ、審査請求人は、開示された文書以外にも該当の行政文書が存在するとの理由で、開示を求める審査請求を行った。

3 実施機関の不開示決定の理由

実施機関の主張は、次の理由により、警察本部長は本件保有個人情報を特定し、開示及び一部開示としたというものである。

(1) 原処分に係る自己情報開示請求について

原処分に係る自己情報開示請求は平成 27 年 8 月 11 日付けで審査請求人から提出された 1 通の自己情報開示請求書（以下「請求書」という。）により、請求 1 及び請求 2 の自己情報開示請求がなされ、請求 1 に対しては開示決定及び一部開示決定を、請求 2 に対しては一部開示決定をそれぞれなしたものである。

審査請求人は本件審査請求において、その趣旨及び理由について開示請求に係る個人情報を、他の日の分も保持しているはずなので、開示を求める（平成 27 年 8 月 11 日以外の日の、本人確認証の写等の開示）との主張をしており、不開示部分の違法性は主張していないことから、本件対象文書の特定を争点とした審査請求であると判断する。

よって、請求 1 及び 2 を別にして、それぞれの開示請求に対して、保有個人情報を特定し、開示決定及び一部開示決定をした理由を説明する。

(2) 請求 1 に対して本件保有個人情報を特定した理由

ア 自己情報開示請求制度について

自己情報開示請求制度は、条例第 1 条に規定する「この条例は、個人情報の適切な取扱いに関し必要な事項を定め、実施機関の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図

りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」との基本原則に基づき、個人の権利利益の保護に資する目的で、自己情報開示請求権を認めたものであり、条例第 15 条に、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定しているとおり何人にも認められた権利である。

イ 自己情報開示請求の手續について

自己情報開示請求は、条例第 16 条第 1 項において、開示請求者に必要事項を記載した請求書の提出を義務付け、さらに同条第 2 項において、請求時には請求書とともに、実施機関の定める方法での本人確認書類の提示又は提出が必要である旨規定している。

愛知県警察本部（以下「警察本部」という。）は、愛知県警察個人情報開示請求等事務取扱要綱の制定（平成 17 年務住発甲第 181 号。以下「要綱」という。）により、実施機関としての警察本部長が保有する個人情報に対する自己情報開示請求があった際の具体的手續について規定している。

要綱では、自己情報開示請求があった際の事前確認、請求書の受付及び本人等であることの確認についての手續方法をそれぞれ規定している。

また、本人確認書類について、書類の提示を受けて確認を行った場合は、提示された書類の写しを作成し、又は当該書類の名称、番号、記号その他必要な事項を請求書の備考欄に記入するものとしている。

ウ 警察署における開示請求受理時の措置

また、要綱は警察署において開示請求を受理した場合の手續について、警察署窓口で請求書を受け付けたときは、警察署窓口用受付印を押印し、当該写しを開示請求者に交付するものとし、当該原本は本部担当所属等に送付するものとしている。

このことから、警察署において自己情報開示請求を受理した場合、請求書の原本は本部担当所属に送付されることから、警察署にはその写しが保管されることとなり、これが請求 1 に係る自己情報開示請求をした際の書類に該当するものと判断する。

エ 警察本部における開示請求受理時の措置

さらに要綱では、警察本部警務部住民サービス課情報公開センター（以下「総合窓口」という。）で行う事務について、「警察本部長の保有個人情報に係る開示請求等の受付に関すること」と規定しており、総合窓口においては、警察署を含む愛知県警察で管理する保有個人情報の開示請求の受付ができる旨定め、その手續について、「総合窓口で開示請求書を受け付けたときは、総合窓口用受付印を押印し、当該写しを開示請求者に交付し、及び開示請求に係る保有個人情報が記録された行政文書を管理する所属に送付するものとし、当該原本は本部担当所属等に送付するものとする。」と規定している。

この場合、前記ウと同様に、総合窓口から送付された請求書の写しが警察署に

は保管されることとなり、これも請求 1 に係る自己情報開示請求をした際の書類に該当するものと判断する。

オ 警察署における文書保管について

愛知県警察行政文書管理規程（平成 16 年愛知県警察本部訓令第 27 号。以下「規程」という。）第 24 条において、文書を受領した際の手続について、所属長は、規程第 21 条、第 22 条及び第 23 条の規定により受領した文書等について、文書管理担当者をして直ちに点検させ、事務担当者に必要事項をシステムに登録させるとともに、システムの収受票を当該文書等に添付させることにより収受手続を執るものとする旨規定している。

ここでいうシステムとは、総合文書管理システムの略称であり、行政文書の収受、起案、決裁、保存、検索、廃棄等を行うための情報管理システムを指す。

規程第 21 条は警察本部庁舎で文書を受領した場合の受理要領を、第 22 条は到達した文書が所管に属さないものであるときの所属長の執るべき措置を、第 23 条は警察本部庁舎及び警察署に到達した文書等は、庶務若しくは企画を担当する係等又は警務係で受領するほか、第 21 条及び第 22 条の規定に準ずる手続を執るものとする旨規定している。

開示請求者から警察本部又は警察署に提出された請求書は、規程第 24 条に基づき、収受票に添付され、同収受票は、行政文書として、警察本部警務部警務課において保管する「自己情報開示請求・決定」簿冊（以下「簿冊」という。）に綴られる。

また、請求書が収受された後は、対象文書を特定し、警察本部の各主管課に送付するため、事案を起案する手続を執るが、その手続について、規程第 26 条第 1 項前段で、「収受文書に基づく事案を起案するときは、システムに入力することにより作成した別に定める起案用紙を用いて起案するものとする。」と規定している。

さらに規程の解釈及び運用上留意すべき事項を定めた、愛知県警察行政文書管理規程の運用（平成 16 年務警・総務発甲第 140 号。以下「規程の運用」という。）の第 26 条関係では、「文書等を収受して起案する場合は、システムに必要事項を入力し、起案用紙を出力することにより行う。この場合においては、起案者は氏名の末尾に押印する。」と、収受の手続を省略して起案することができる旨規定している。

収受を省略した場合も、請求書の原本は警察本部の各主管課に送付されることから、起案文書には請求書の写しが添付され、同起案文書は行政文書として、簿冊に綴られる。

カ 警察署における文書の検索

請求 1 に関して、文書を保管する警察署に対して検索を依頼したところ、同署警務課において保管する簿冊から、開示請求者の自己情報開示請求に係る文書を検索し、平成 25 年度の簿冊に 3 件、平成 26 年度の簿冊に 5 件の計 8 件分の、請求人からの自己情報開示請求に係る文書を確認した。

また、本件自己情報開示請求に係る、平成 27 年 8 月 11 日付けの請求書の原本についても、請求時点で未だ収受等の処理がされておらず、同簿冊に綴じられてはいなかったものの、請求日現在警察署において保管する審査請求人の自己情報開示請求に係る行政文書であるとして、本件対象文書と判断した。

キ 対象文書の精査及び決定

さらに対象文書を精査したところ、平成 25 年 5 月 17 日付けの請求書（総合窓口で受理）、同年 6 月 3 日付けの請求書（総合窓口で受理）2 通、平成 26 年 8 月 27 日付けの請求書（警察署で受理）、平成 27 年 2 月 12 日付けの請求書（警察署で受理）及び同年 3 月 11 日付けの請求書（警察署で受理）については、それぞれ収受手続がなされており、請求書の写しが、請求書の受領に係る収受票に添付された状態で保管されていた。

また、平成 26 年 5 月 16 日付けの請求書（警察署で受理）2 通については、それぞれ別個に収受を省略して起案がなされており、請求書の原本を警察本部主管課に送付した後に、請求書の写しが、請求書の収受起案に係る起案文書に添付された状態で保管されていた。

さらに、本件自己情報開示請求に係る平成 27 年 8 月 11 日付けの請求書（警察署で受理）については、請求日の時点では未だ収受も起案もされておらず、請求書単体で保管されていた。

同じ請求書を受領した手続において、収受票又は起案文書が添付されるという差異が生じる点については、規程及び規程の運用に規定するように、収受のみ単独で行い、請求書を収受票に添付する場合又は収受を省略して起案し、請求書を起案文書に添付する場合のいずれも可能である旨明記されており、請求書が、収受票又は起案文書のいずれに添付されていても、行政文書管理上何ら問題はない。

なお、いずれの請求書においても、条例第 15 条第 2 項に規定する、開示請求時、開示請求者に提示又は提出が義務付けられている本人確認書類の写し又は当該書類の必要事項を転記した文書が添付され、受理日時が入った受付印が押印されていた。

以上の検索結果を踏まえ、収受票及び起案文書に添付された請求書については、行政文書名を「収受票」又は「起案文書」とした上で、収受者又は起案者の氏名を不開示情報と判断して一部開示決定とした。

また、本件開示請求に係る平成 27 年 8 月 11 日付けの請求書については、不開示情報が存在しなかったことから、行政文書名を「自己情報開示請求書」とした上で、開示決定をしたものである。

なお、今回対象文書として特定した、計 8 件の審査請求人からの自己情報開示請求に係る行政文書については、総合窓口において把握する、審査請求人に係る自己情報開示請求の件数及び日時と完全に一致しており、この他に審査請求人に係る自己情報開示請求があった事実は確認できなかった。

(3) 請求 2 に対して本件保有個人情報と特定した理由

ア 警察安全相談等及び苦情について

(ア) 警察安全相談等について

a 定義

警察安全相談等は、県民から愛知県警察に申出のあった犯罪等による被害の未然防止に関する相談その他県民の安全と平穩に係る相談、並びに警察行政に係る要望、意見、感謝、激励、事件情報及びこれらに類するものである。

警察安全相談等については、警察安全相談等及び苦情の取扱いに関する規程（平成24年愛知県警察本部訓令第4号。以下「相談規程」という。）及び同規程の運用（平成24年務住発甲第27号。以下「相談規程の運用」という。）において、その処理手続等が規定されている。

b 処理の流れ

警察安全相談等を受理したときは、速やかに警察安全相談等・苦情取扱票（以下「取扱票」という。）を作成し、所属長に報告するものとしている。取扱票は、申出者の氏名、申出内容の要旨、受理時における取扱状況等を記載しており、申出者との会話のやりとりを一言一句記載するものではない。

警察安全相談等については、警察安全相談等を受理した所属において対応するものとしているが、他の所属又は他の行政機関等において対応することが適当と認められる場合については、当該所属又は行政機関等に引き継ぐものとしている。

また、対応の経過又は結果については、警察安全相談等・苦情経過票（以下「経過票」という。）に記録するものとしている。

c 警察安全相談等の処理に係る行政文書

警察安全相談等の処理の過程においては、前記のとおり受理時において作成する取扱票、対応の経過又は結果等を記録する際に作成する経過票のほか、必要に応じて他の行政文書を作成し、又は取得する。

(イ) 苦情について

a 定義

苦情とは、警察職員が職務執行において違法、不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服及び警察職員の不適切な執務の態様に対する不平不満であり、明らかに警察の任務とはいえない事項についての警察職員の不作為を内容とするものはもちろんのこと、申出者本人と関係のない一般論として申し出られた苦情、提言、悲憤慷慨は対象とならない。

苦情には、文書により都道府県公安委員会に苦情の申出ができる苦情申出制度（以下「公安委員会宛苦情」という。）と都道府県警察に直接申出ができる苦情申出制度（以下「警察宛苦情」という。）がある。

b 公安委員会宛苦情

(a) 概要

公安委員会宛苦情は警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 79 条に規定されており、都道府県公安委員会に対して都道府県警察職員の職務執行について苦情の申出があったときは、法令等に基づき、これを誠実に処理して、処理の結果を申出者に通知する制度であり、苦情を組織的に処理することで、不適切な職務執行や非能率的な業務運営を把握し、問題点を確実に是正していくことを目的として平成 13 年 6 月 1 日施行されたものである。

公安委員会宛苦情は、都道府県公安委員会に対して文書（苦情申出書）により申し出ることができ、申出のあった苦情について、都道府県公安委員会はその処理の結果を文書により申出者に通知しなければならない。

公安委員会宛苦情の処理手続については、警察法第 79 条及び苦情の申出の手続に関する規則（平成 13 年国家公安委員会規則第 11 号）、苦情の取扱いに関する規程（平成 13 年愛知県公安委員会規程第 5 号）、公安委員会宛の苦情の取扱いに関する規程（平成 13 年愛知県警察本部訓令第 18 号）において規定されている。

(b) 処理の流れ

- I 愛知県公安委員会（以下「県公安委員会」という。）宛てに送付又は持参された苦情申出書については、事務局（警察本部総務部総務課公安委員会室）が整理し、県公安委員会に受理の報告を行う。
- II 苦情を受理した県公安委員会は、警察本部長に対し、事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置について報告を求める。
- III 警察本部長は県公安委員会からの指示に従い、苦情の対象となった職務執行を行った職員の所属（以下「苦情対象所属」という。）に対し、事実関係の調査及びそれを踏まえた措置を講じさせ、その結果の報告を求める（苦情対象所属に対する調査指示は事務を担当する警察本部警務部住民サービス課長（以下「住民サービス課長」という。）が行う。）。
- IV 苦情対象所属は、苦情に関する調査結果等を住民サービス課長を経由して警察本部長に報告し、住民サービス課長が調査結果等を県公安委員会に報告する。
- V 報告を受けた県公安委員会は、調査結果等を基に、申出のあった苦情に係る事実関係の有無、事実関係が確認できた場合には、苦情の対象である職務執行の問題点の有無、問題点のある職務執行については、講じた措置等について、文書（苦情処理結果通知書）で申出者に通知する。

(c) 苦情の処理に係る行政文書

公安委員会宛苦情の処理の過程においては、申出者が苦情を申し出るために作成する苦情申立書、県公安委員会が警察本部長に対して苦情の調査指示をするために作成する調査指示書、住民サービス課長が苦情対象所属に対して苦情の調査を依頼するために作成する調査依頼書、苦情対象所属が警察本部長へ苦情の処理結果を報告するために作成する苦情処理結果報

告書、住民サービス課長が県公安委員会に苦情の処理結果及び申出者への通知文案を報告するために作成する苦情調査結果報告書・通知文（案）のほか、必要に応じて他の行政文書を作成し、又は取得する。

c 警察宛苦情

(a) 概要

警察宛苦情は、公安委員会宛苦情以外の都道府県警察に直接申出のあった苦情についても、組織的かつ適切に解決し、警察業務の運営に資すること等を目的として規定された制度であり、相談規程及び相談規程の運用において、その処理手続等が規定されている。

(b) 処理の流れ

警察宛苦情の申出を受理したときは、取扱票を作成して、速やかに申出者の氏名、申出内容等を所属長に報告するものとし、所属長は、速やかにその内容を警察本部長（警察本部警務部住民サービス課（以下「住民サービス課」という。）経由）に報告する。

これに対し住民サービス課長は、職務執行に係る業務を主管する警察本部の所属長に通報するとともに、当該職務執行を行った職員の所属が報告元の所属と異なるときは、当該職員の所属長に通報する。

当該苦情については、苦情の対象である職務執行を行った職員の所属（以下「発生所属」という。）において処理されることとなり、処理の経過又は結果については、経過票に記録する。

また、発生所属長は、苦情に関する事実関係の調査及びそれを踏まえた措置、苦情申出者への通知状況などの苦情の処理結果について、苦情処理結果報告を作成して警察本部長（住民サービス課経由）に報告する。

(c) 苦情の処理に係る行政文書

警察宛苦情の処理の過程においては、前記のとおり受理時において作成する取扱票、処理の経過又は結果等を記録する際に作成する経過票、発生所属長が警察本部長へ苦情の処理結果を報告するために作成する苦情処理結果報告書、苦情申出者へ文書で通知する際に作成する通知文のほか、必要に応じて他の行政文書を作成し、又は取得する。

イ 自己情報開示請求に係る本件保有個人情報の特定

(ア) 請求 2 に係る対象文書について

請求 2 に対して、審査請求人の母親の交通事故に関して審査請求人が申し出た警察安全相談等に係る取扱票及び審査請求人が申し出た苦情に係る行政文書を検索し、計 29 件の行政文書を特定した。

(イ) 過去の開示文書の特定について

請求 2 にはただし書で、すでに開示済のものを除くとの記載がある。これは、前記(ア)により特定した 29 件の行政文書のうち、審査請求人の過去の自己情報開示請求に係る開示文書と重複するものは、本件対象文書から除外す

ることを要望していると判断するほかない。

そのため、審査請求人に係る、過去の全ての自己情報開示請求に対する開示文書を確認したところ、計 28 件の行政文書が開示されていたことが判明した。

(ウ) 本件対象行政文書の特定について

前記(ア)及び(イ)により特定した文書を対照した結果、重複する文書が 17 件あり、これを開示済みの文書として、前記(ア)により特定した 29 件の文書から、開示済みの文書を除いた経過票 1 通、警察安全相談等一覧 1 通、取扱票 3 通、苦情一覧表 1 通、公安委員会宛苦情に対する調査依頼書 1 通、起案文書（公安委員会宛苦情に対する調査結果に関する報告書）3 通、收受文書（公安委員会宛苦情に対する調査依頼書）2 通の計 12 件の行政文書を、請求 2 に係る対象行政文書として特定したものである。

なお、対象文書のうち、経過票について補足すると、同経過票に係る取扱票は過去に開示済みの文書である。

しかしながら、同経過票には当該請求の後も継続した対応の経過又は結果が記載されており、当該請求後に対応した部分については、開示されていなかったものである。

そのため、開示済み取扱票を除き、添付の経過票のみを開示済みの文書ではないと判断し、本件対象行政文書とした。

以上の経過で特定した対象行政文書について、条例第 17 条各号に規定する不開示情報及び条例第 44 条の適用除外情報に該当する部分を不開示とした上で一部開示決定をしたものである。

4 審議会の結論

警察本部長が、請求 1 及び請求 2 の自己情報開示請求において、本件保有個人情報 を特定して開示及び一部開示とした決定は妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件請求対象保有個人情報について

実施機関によれば、本件請求対象保有個人情報に係る行政文書は、別記に掲げるとおりである。

審査請求人は、開示請求に係る個人情報を他の日の分も保持しているはずなので、開示を求めると主張している。したがって、当審議会においては、実施機関が行った本件保有個人情報の特定について誤りがあるか否かを検討することとする。

(2) 請求 1 の保有個人情報の特定について

請求 1 における保有個人情報について、実施機関によると、文書を保管する警察署に対して検索を依頼した上で文書 1 から文書 8 までの計 8 件を特定したとのことであった。

実施機関によれば、今回特定した計 8 件の自己情報開示請求に係る行政文書については、総合窓口において把握する、審査請求人に係る自己情報開示請求の件数及び日時と完全に一致しており、この他に審査請求人に係る自己情報開示請求があった事実は確認できなかったとのことである。

当審議会において、本件保有個人情報を見分したところ、文書 1 から文書 6 まで及び文書 8 については、自己情報開示請求書に本人証明書類として運転免許証の写しが添付されていた。文書 7 については、これらの文書と異なり、本人証明書類として、運転免許証の番号等必要な事項が転記され、組合員証の写しが添付されていた。

当審議会において、実施機関から提出された要綱を見分したところ、本人証明書類は、写しを作成し、又は必要な事項を請求書の備考欄に記入するものとされており、これに従って本人確認がされたものと認められる。

以上のことから、請求 1 について、全ての保有個人情報を特定し、決定しているという実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。

(3) 請求 2 の保有個人情報の特定について

請求 2 における保有個人情報について、実施機関によると、既に開示済みのものを除いた、文書 9 から文書 20 までの計 12 件を特定したとのことであった。

実施機関によれば、請求 2 の対象となる保有個人情報は計 29 件とのことであり、過去に開示した警察安全相談等及び苦情に関する保有個人情報 18 件を差し引くと 11 件となる。

また、実施機関によれば、文書 9 は、既に開示済みの取扱票に添付された文書であるが、過去の開示請求後の継続した対応の経過又は結果が記載された部分については開示されていなかったため、当該部分のみを本件の対象としたとのことであり、これを加えると計 12 件になると認められた。

以上のことから、請求 2 について、全ての保有個人情報を特定し、決定しているという実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張をしているが、本件保有個人情報の特定に誤りがないことについては、前記(2)及び(3)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

別記

- 文書 1 収受票（自己情報開示請求書添付）
- 文書 2 収受票（自己情報開示請求書添付）
- 文書 3 起案文書（自己情報開示請求書添付）
- 文書 4 起案文書（自己情報開示請求書添付）
- 文書 5 収受票（自己情報開示請求書添付）
- 文書 6 収受票（自己情報開示請求書添付）
- 文書 7 収受票（自己情報開示請求書添付）
- 文書 8 自己情報開示請求書
- 文書 9 警察安全相談等・苦情経過票
- 文書 10 公安委員会宛苦情に対する調査（依頼）
- 文書 11 警察安全相談等一覧
- 文書 12 苦情一覧表
- 文書 13 起案文書（件名が公安委員会宛苦情に関する調査結果（報告））
- 文書 14 警察安全相談等・苦情取扱票
- 文書 15 警察安全相談等・苦情取扱票
- 文書 16 収受票（公安委員会宛苦情に対する調査（依頼））
- 文書 17 警察安全相談等・苦情取扱票
- 文書 18 収受票（件名が公安委員会宛苦情に対する調査（依頼））
- 文書 19 起案文書（件名が公安委員会宛苦情に関する調査結果（報告））
- 文書 20 起案文書（件名が公安委員会宛苦情に関する調査結果（報告））